

花田町高木地域デマンド型乗合タクシー本格運行について

1 社会実験の概要

(1) 地域の概要



花田町高木地域

人口 : 567 人
 世帯数 : 322 世帯
 高齢化率 : 40.2%
 特徴 : 地域内を經由する
 公共交通なし

※姫路市全体

人口 : 536,400 人
 世帯数 : 239,338 世帯
 高齢化率 : 26.4%

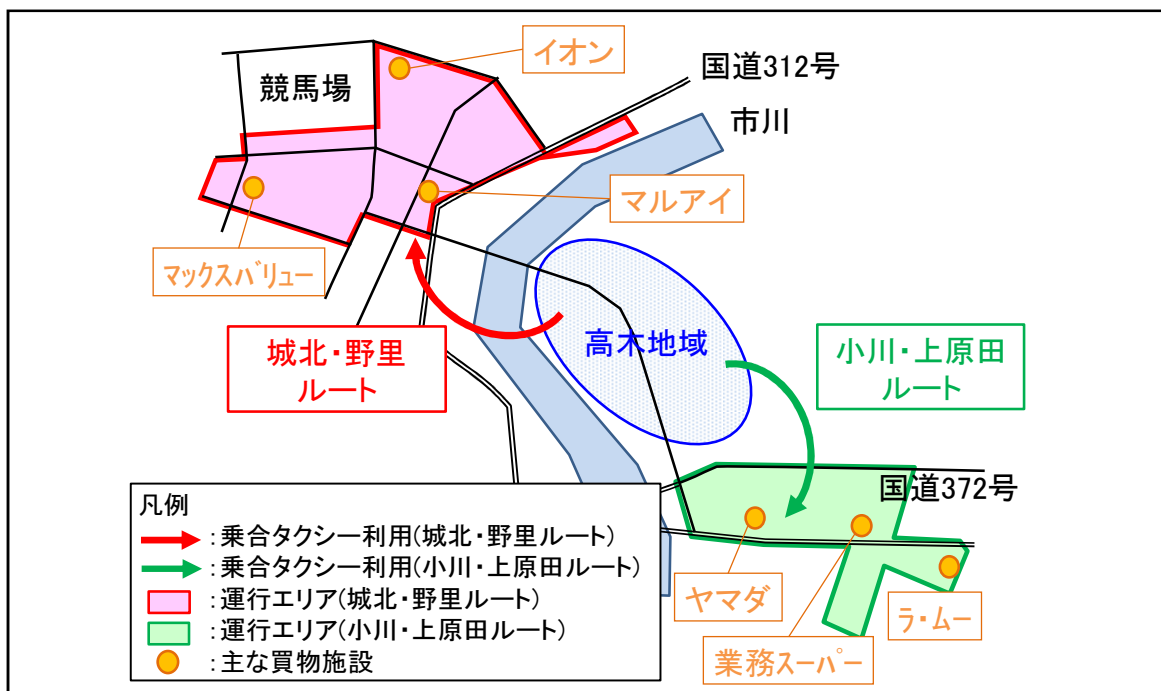
(令和元年6月末現在)

(2) 社会実験運行の概要

公共交通空白地域・不便地域の縮減、移動制約者等に対する移動手段の確保、また地域住民の利便性及び福祉の向上のため、花田町高木地域において、デマンド型乗合タクシーの社会実験を実施しました。

事業手法	道路運送法第 21 条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業
運行地域	花田町高木地域
運行期間	平成 31 年 1 月 21 日 (月) ~ 同年 3 月 29 日 (金) のうち 月曜日、水曜日、金曜日 (祝日及び振替休日は除く)
運行事業者	姫路タクシー株式会社 ※公募により決定
本格運行移行のための目標	① 1 運行あたりの平均乗車人員 1.3 人 以上 ② 利用者負担と公的負担の割合 1:2 以内

【運行内容】



城北・野里 ルート	運行時間	往路	9:00 発、10:00 発、15:00 発
		復路	10:00 発、11:00 発、16:00 発
	料 金	100 円～400 円	
小川・上原田 ルート	運行時間	往路	9:40 発
		復路	10:40 発
	料 金	100 円～400 円	

2 利用実績概要

(1) 運行日数、乗車人員等

	運行回数	運行日数	乗車人員	平均乗車人員
城北・野里 ルート	5 回	4 日	7 人	1.4 人
小川・上原田 ルート	4 回	2 日	12 人	3.0 人
合計	9 回	5 日	19 人	2.1 人

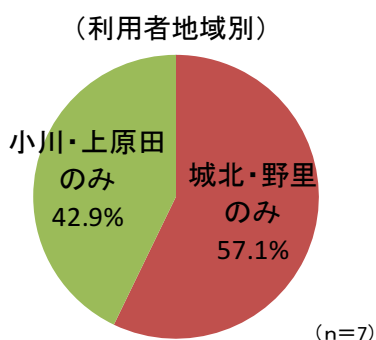
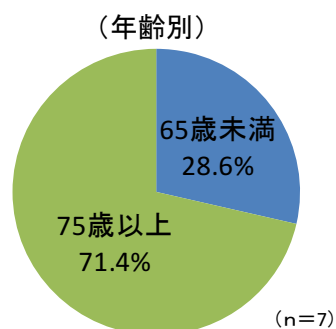
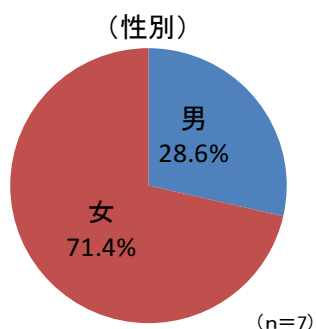
※両ルートを同じ日に運行したため、運行日数は、各ルート合計値と全体の合計値に差異がありあます。

(2) 利用者負担及び公的負担

利用者負担	公的負担	割合 (利用者負担：公的負担)	運行経費 (事務的経費除く)
4,800 円	4,730 円	1 : 0.99	9,530 円

(3) 利用者分析

利用者の多くが、75歳以上の高齢女性であり、概ね両ルートを利用。



(4) 地域住民及び事業者の主な意見

質問内容		主な意見
乗合タクシー利用方法		・利用してみて理解できた、説明会で理解できた
利用者の主な行き先		・イオン、ラ・ムー、医療施設 ほか
利用してみて良かった点		・自宅から乗れて長い距離を歩かなくて済んだ
利用しなかった理由		・自分で運転できる、運行時間や運行曜日が合わない
改善点	時 間	・午後発があると良い
	料 金	・同額でも良い
その他		・往路と復路の時間間隔をあげてほしい

4 本格運行の方針

社会実験の目標を上回っており、本年 12 月 16 日から本格運行へ移行することとしたい。

ただし、本格運行開始までに運行事業者による道路運送法第 4 条「一般乗合旅客自動車運送事業」の許可が必要となるため、取得状況により運行開始時期が変更となる場合があります。

(1) 運行計画

社会実験の実績、事前登録者及び社会実験の運行事業者からの意見、新たな運行事業者からの提案を踏まえ、以下のとおりとします。

項目	城北・野里ルート	小川・上原田ルート
事業手法	道路運送法第 4 条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業	
運行予定事業者	姫路タクシー株式会社	
運行曜日	水曜・金曜	
運行本数	2 往復 4 便/日	2 往復 4 便/日
運行エリア (営業区域)	高木地域 (花田町高木、花田町小川 473～596、1132～1184 及び 1243) ～ 城北・野里方面 (城北新町 1 丁目及び 2 丁目、広峰 1 丁目及び 2 丁目、城北本町 7～18、伊伝居 91～537、威徳寺町 1～80、梅ヶ枝町、野里 888～924、増井本町 1 丁目及び 2 丁目、白国 1 丁目 1、増井新町 1 丁目、西中島、保城 455～501)	高木地域 (花田町高木、花田町小川 473～596、1132～1184 及び 1243) ～ 小川・上原田方面 (花田町小川 1～380、599～1126 及び 1246、花田町加納原田 911～945、花田町上原田 2～306、飾東町庄 51～283)
使用台数及び車両	6 台 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用車両と併用 5 人乗り事業用車両	
乗降場所	自宅前～目的地	
運行時間	往路	9 : 00 発・13 : 00 発
	復路	12 : 00 発・15 : 30 発
		9 : 30 発・13 : 30 発
		11 : 30 発・16 : 00 発
予約方法	前日 16 時まで予約受付	
料 金	1 人の場合 400 円 2 人以上の場合 200 円	
料金の半額	・ 運転経歴証明書、高齢者バス等優待乗車証 (バス)、障害者手帳を提示	
無料	・ 障害者手帳と障害者バス等優待乗車証 (バス) を提示	

(2) 見直し基準など

◇ 本格運行後の取り組み方針

- ・地域と行政が一体となって利用促進に取り組みます。
- ・定期的に自治会と会合を開催し、利用実績等の進捗状況を共有しつつ、利用促進策の検討を行います。

◇ 見直し基準について

利用者数が一定数を割り込む状況が継続した場合、以下の基準を目安として運行サービスの内容を見直します。

	見直し	休止を含めた抜本的な見直し
指標	〈年間を通して〉 ・1 運行あたりの平均乗車人員 1.5 人未満 ・月平均稼働率（運行回数） 10%未満(1 年目) 15%未満(2 年目)	〈見直し後の運行〉 左記基準を上回らない場合
対応例	・ダイヤの適正化（時間変更） ・ダイヤの重点化（減便、時間帯縮小） ・運行エリアの調整 等	・地域が中心となり、新たな事業手法を検討

(参考図) 運行エリア図 (営業区域図)

